

経営者のための学校情報

太陽 ASG 拝啓理事長先生

第 210 号 この資料は全部お読みいただいて 3 分 00 秒です。

今回のテーマ： 退職給与引当金について（文部科学省所轄法人対象）

文部科学省は従来、退職給与引当金の計上基準の決定を各学校に一任してきました。しかし会計処理の取扱いが各学校法人によって異なることは不明確かつ分かりにくいとして、平成 23 年 2 月 17 日に「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について」という通知を発出しました。

これに伴い、平成 23 年度より退職給与引当金の計上基準が一部変更になる場合があります。

主な変更点

平成 23 年度末より (今回の通知)	各学校法人の退職給与規程等に基づいて算出した退職金の期末要支給額の 100% を基に計算した額を退職給与引当金として計上。 ※私大退職金財団に加入している場合は期末要支給額の 100% を基に、掛金の累積額と交付金の累積額の差額である繰入調整額を加減した額が期末要支給額となる。
------------------------	--

退職給与引当金特別繰入額

平成 22 年度末の退職金期末要支給額の 100% を基に計算した額と、実際に平成 22 年度末の退職給与引当金残高に差額が発生した場合、その差額は大科目「人件費」の中に新たに「退職給与引当金特別繰入額」を設けて表示します。この差額は原則、平成 23 年度末に一括計上する必要がありますが、一括で計上することが困難な場合には 10 年以内の期間を設けて毎年度均等に繰り入れることも可能です。

計算書類への注記

通知が発出されたことに伴い、計上基準を変更した場合には注記が必要となります。

貸借対照表	<ul style="list-style-type: none"> ・退職給与引当金の計上基準は「重要な会計方針」として毎年度記載しなければならない（従来と同じ）。 ・この通知によって退職給与引当金の計上基準を変更した場合には、併せて「重要な会計方針の変更等」としても記載が必要（平成 23 年度のみ）。 ・さらに、毎年度均等に繰り入れる経過措置を採用した場合には、「その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」への注記の記載も必要（経過措置の期間中毎年度）。 <p>※「退職給与引当金特別繰入額」を新たな科目の設定として貸借対照表に注記するかどうかは各学校法人の判断によります（消費収支計算書への注記は必須）。</p>
消費収支計算書	<p>「退職給与引当金特別繰入額」の説明を注記（当該科目使用の期間中毎年度）。</p> <p>～記載例（経過措置を適用する場合）～</p> <p>退職給与引当金特別繰入額は、「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について」（平成 23 年 2 月 17 日付け 22 高私参第 11 号文部科学省高等教育局私学部参事官通知）に基づく変更時差異×××円について平成 23 年度から○年で均等に繰り入れた額である。</p>

お見逃しなく！

退職給与引当金繰入額の計算において、退職給与引当金戻入額が発生した場合でも退職給与引当金特別繰入額とは性格が異なるため、両者を相殺することは出来ません。